

取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、その過半数は、独立性を有する社外取締役候補者により構成し、また、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含むものとする。

(社内取締役候補者指名基準)

第3条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社内取締役候補者として指名する。

- (1) 当銀行の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 経営、法務・コンプライアンス、財務・会計、金融等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- (2) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(欠格事由)

第5条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

附 則

本基準は、2006年9月1日から施行する。

2006年	9月1日	制定
2007年	10月1日	改定
2015年	11月13日	改定
2021年	10月27日	改定